

令和4年11月21日改正

## 志木市機器等賃貸借契約約款

### (総則)

第1条 賃借人 志木市（以下「甲」という。）及び賃貸人（以下「乙」という。）は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。

### (支払い)

第2条 乙は、毎月前月分の賃貸借料を甲に請求するものとし、甲は、乙の適法な請求を受理した後30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

2 賃貸借期間の始期及び終期が月の途中にかかるときは、当該月分の賃貸借料を日割計算によって算定した額とする。また、算定した額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

### (物件の管理)

第3条 甲は、物件を乙に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって物件が正常な運転操作できる状態に管理しなければならない。

2 物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

### (物件の保守)

第4条 乙は、乙の負担において、物件が正常に作動するよう、物件の調整、修理又は部品の交換等所要の保守を行うものとする。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

2 物件についてメーカーの部品製造の終了など、保守に制約が生じる場合は甲乙協議の上、保守の範囲を決定する。

### (禁止行為)

第5条 甲は、物件に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は使用目的以外に使用することができない。

### (物件の使用)

第6条 乙は、賃貸借期間開始前に物件を契約書及び仕様書等で指定された場所に搬入及び設置し、立会いの上、甲の定める検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しないときは、乙は、その負担において、甲の指示するところにより補正しなければならない。

3 乙は、物件を納入する上において当然必要なものは、乙の負担で行うものとする。

### (物件の移転)

第7条 甲は、物件を移転する必要がある場合は、予め乙に通知しなければならない。

### (契約不適合責任)

第8条 乙は、使用開始日以降、この物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の適合しないものである場合は、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

### (保険等)

第9条 乙は、甲の故意又は重大な過失により物件が損傷を受けたときは、甲に対して損害の賠償を請求することができる。

2 賃貸借期間中、物件に必要な保険については、乙が付保手続を行い、保険料は乙の負担とする。

3 前2項の場合、前項における保険で補償される損害相当額に対しては、甲はその責任を免がれるものとする。

(通知義務等)

第10条 甲は、物件に関わる事故等が発生したときは、直ちに乙に通知するとともに、事故等に関して証拠の保全をしなければならない。

(甲の催告による解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく、この契約に定める債務を履行せず、又は履行する見込みが明らかでないとき。

(2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり、正当な理由がなく、甲の指示に従わなかったとき、又はこの職務を妨害したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約の目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務債権を譲渡したとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 入札時参考用

この契約約款を契約書に添付して契約はできません。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の違約金）

第13条 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（協議解除）

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（物件の返還）

第16条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は前条の定めによりこの契約を解除したときは、物件を直ちに乙に返還するものとする。

2 乙は、この契約が終了したときは、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、撤去後、速やかに、物件の中に保存されている個人情報を含むすべての情報を抹消し、いかなる方法を用いても読み取ることができないように措置しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た甲の業務上の秘密を漏らし又は他の目的に利用してはならない。賃貸借期間の満了後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（損害賠償）

第18条 この契約の履行に関して賃貸借期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（談合等の不正行為における損害賠償金等）

第19条 この契約に関し、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「乙等」という。）が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、乙等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」

この契約約款を契約書に添付して契約はできません。

という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(2) この契約に関し、乙(乙が法人の場合においては、その役員又は使用人)の独占禁止法第89条第1項又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、賃貸借期間の終期の前後を問わない。

3 第1項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、乙の代表者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

5 乙が、第1項又は第4項の損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わない場合においては、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における、志木市契約規則に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(補則)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。